

社会福祉法人 北摂福社会

役員等の報酬に関する規定

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北摂福祉会の役員及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

平成30年5月28日改定、平成30年4月1日より施行する。

別表1 (源泉所得税分を除く)

名 称	報 酬 (所得税控除後)	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000 円	0 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	0 円

別表2 (源泉所得税分を除く)

名 称	報 酬 (所得税控除後)	実費弁償費
理事長実務報酬等	10,000 円	0 円
理事業務報酬等	10,000 円	0 円
監事監査指導報酬等	10,000 円	0 円

別表3

旅 費	宿泊費	報酬 (1日)	その他
旅 費	実 費	0 円	実 費

宿泊費は領収書により20,000円までの実費弁償とする。